

○笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年3月19日

規則第40号

改正 平成19年3月28日規則第11号

平成20年5月26日規則第24号

平成21年3月25日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年笠間市条例第62号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、市の広報紙への掲載その他適切な方法により行うものとする。

2 市長は、前項の公募に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 条例第3条の規定による申請(以下「申請」という。)を行う者に必要な資格(以下「申請資格」という。)
- (3) 申請を受付ける期間
- (4) 条例第4条第1項各号に規定する選定の基準
- (5) 指定管理者に行わせる管理の基準及び業務の範囲
- (6) 指定管理者に管理を行わせる期間
- (7) 市が支払うべき管理に要する費用に関する基準
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第8項に規定する利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項(同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。)
- (9) 次条各号に掲げる書類の内容
- (10) その他市長が必要と認める事項

3 条例第2条ただし書の特別の事情とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- (2) 条例第4条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者となるべき適当な者がいないとき。
- (3) その他公の施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき。

(指定管理者指定申請書等の提出)

第3条 条例第3条の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規則その他申請を行うものの目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人は、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請資格を有していることを証する書類
- (4) 管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 経営状況を説明する過去2年分の書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った者

に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)により速やかにその結果を通知するものとする。

(協定で定める事項)

第5条 条例第6条に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の内容に関する事項
- (2) 指定の期間に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理に要する費用に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項(第2条第2項第8号に規定する場合に限る。)
- (5) 維持補修に係る責任の分担及び管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (6) 法第244条の2第7項の事業報告書に関する事項
- (7) 法第244条の2第10項の規定による業務報告の聴取等に関する事項
- (8) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 管理に当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理を適正に行わせるために市長が必要と認める事項

(事業報告書の記載事項)

第6条 条例第7条の事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第3号)とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 管理に関する実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 使用料及び利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(審議会)

第7条 条例第13条で規定する笠間市公の施設指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平20規則24・一部改正)

(庶務)

第8条 この規則に関する庶務は、市長公室行政経営課において行う。

(平21規則8・一部改正)

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則(平成19年規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第8号)抄

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

電話番号



次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 定款、寄附行為、規約その他申請を行う者の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人は、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請資格を有していることを証する書類
- (4) 管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 経営状況を説明する過去2年分の書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日

申請者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名

笠間市長

年 月 日付けで提出のあった下記の公の施設の指定管理者指定申請書を審査した結果、あなたを指定管理者の候補者として選定する(選定しない)ことに決定しましたので、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

(選定する場合)

- 1 公の施設の名称
- 2 管理を行わせる期間 年 月 日から 年 月 日まで

(選定しない場合)

- 1 公の施設の名称
- 2 選定しない理由

この決定について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、書面により笠間市長に対し異議を申し立てることができます。

なお、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に笠間市を被告として(訴訟において笠間市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

様式第3号(第6条関係)

指定管理者事業報告書

年 月 日

あて先 笠間市長

指定管理者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者氏名 ①  
電話番号

笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり 年度指定管理者事業報告書を提出します。

- 1 公の施設の名称
- 2 管理に関する実施状況及び利用状況に関する事項
- 3 使用料及び利用料金の収入の実績に関する事項
- 4 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- 5 その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

注 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。